

# 函館市企業立地の促進に関する条例補助金事務取扱要領

令和7年4月

経済部工業振興課企業立地担当



## 目 次

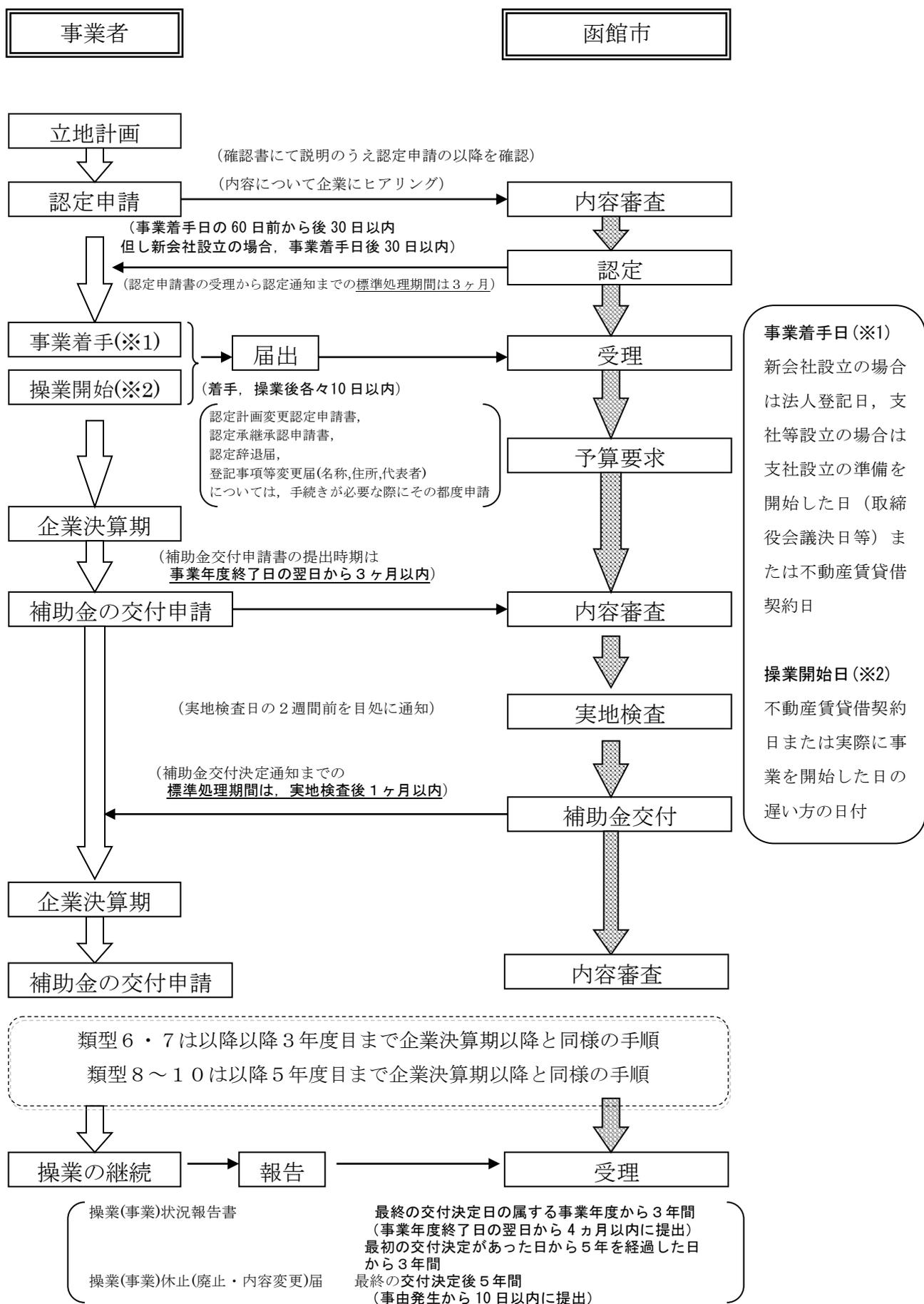
第1	函館市企業立地の促進に関する条例施行規則による各種事務処理の概要	1
第2	用語等の説明	3
第3	認定関係	4
1	相談対応	
2	認定申請書の収受および内容審査	
3	工場等に係る投資額の算定	
4	雇用増の算定	
5	オフィスおよび工場等の賃借料の算定	
6	工場等の賃料の算定	
7	環境保全措置の確認	
8	北海道産業振興条例補助金の確認	
9	認定の可否の決定	
10	認定書等の交付	
第4	認定から補助金交付までの間の届出・申請	14
1	主な届出	
2	その他の申請および届出	
第5	補助金交付	16
1	予算関係	
2	交付申請書の収受	
3	実地検査	
4	交付決定	
第6	補助金交付後	19
1	報告および届出	
2	補助金返還の取扱い	
第7	各種様式	20
1	規則で定める様式	
2	要領で定める様式	







(類型6～10：特定事業所等の場合)





## 第2 用語等の説明

- 1 「条例」とは、函館市企業立地の促進に関する条例（平成20年函館市条例第63号）をいう。
- 2 「規則」とは、条例施行規則（函館市規則第90号）をいう。
- 3 「認定」とは、規則第6条第1項に基づき、申請のあった立地計画が適当であることを認定することをいう。
- 4 「認定申請書」とは、立地計画認定申請書をいう。
- 5 「補助金の交付」とは、規則第12条第1項に基づいた、認定事業者（立地計画の認定を受けた事業者）に対する補助金の交付をいう。
- 6 「他の助成制度」とは、条例補助金および北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例補助金以外の補助制度（投資額の算定基準となる施設を補助対象としているもの。）をいう。
- 7 「実地検査」とは、規則第13条第1項に基づく補助金交付申請に対し、補助対象となる投資額や雇用増を確定するための現地での検査をいう。
- 8 なお、条例・規則・取扱要領のいずれにも定めがないものについては、函館市補助金等交付規則（函館市規則第43号）および函館市補助金等交付規則運用方針によるものとする。

### 第3 認定関係

#### 1 相談対応

補助金活用の相談があった場合、2の各項の基準に照らし合わせて本申請の可否を判断すること。

認定申請を行うにあたり、チェックリスト（別紙様式第12号）を用いて説明を行い、予め提出してもらうこと。

#### 2 認定申請書の收受および内容審査

##### (1) 認定申請日の確認

認定の申請は、工事（事業）着手日前60日から着手後30日までの期間内に限られる。（規則第6条第2項）。

ただし、特定事業所の新設会社の場合は、事業着手日後30日までの期間とする。

##### (2) 申請の内容および添付書類等の確認

ア 規則別記第1号様式に基づいていること、認定申請書のほか必要な添付書類の有無等を確認すること。

イ 特に、記載例に合わせ事業の概要等（特に補助対象業種等の該当の有無）がわかりやすく、詳しく、他の項目や添付書類と矛盾なく記載されているかを確認すること。

また、投資額（対象外部分がある場合および移転増設の場合は特に留意）、雇用に関する事項等の各計算を確認すること。

##### (3) 類型の確認

ア どの類型に該当するか確認すること。

イ 類型1または類型3の申請者が、法人にあつては、主たる事務所の所在地が市外か市内によって補助額が変更となるので、十分確認すること。

なお、主たる事務所の所在地が市外の企業にあつては、既に市内に事業所等を設置している場合でも、操業（事業）開始の日から5年以内であれば、別表第2の補助額は市外に住所を有する事業者とみなすこと。

##### (4) 業種の判断

ア 日本標準産業分類により、規則別表第1に定める業種等に該当するか確認すること。

イ 法人登記事項証明書との突合を行うこと。

申請のあった企業等について、履歴事項全部証明書（添付書類）と整合すること。

##### ウ 試験研究施設

規則第2条第2号に規定する試験研究施設は、日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所、新素材や新技術の開発などの基礎研究を行う施設および製品の開発・改良、生産の効率化、加工精度の向上等を目的とした製造機械の開発・改良、生産ラインの自動化・システム化などの応用研究や開発研究を行う施設をいう。

##### エ 国際物流関連施設

規則第2条第10号に規定する国際物流関連施設は、外国貨物に係る荷さばき施設、保税上屋、保税倉庫、青果物等くん蒸施設または保税工場等をいう。

なお、施設に係る用語の範囲は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(ア)「開港」は、当該港湾に係る港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区とする。

(イ)「外国貨物」は、関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第3号に規定する外国貨物をいう。

(ウ)「保税地域」は、関税法第29条に規定する保税地域のうち、保税蔵置場、保税工場および総合保税地域とする。

#### オ 植物工場

規則別表第1備考第2号に規定する植物工場は、施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの

(ア) 工場と一体的に展開する植物工場（工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの）

(イ) 建物内で営む植物工場（ハウス栽培は除く）

#### カ BPOサービス業

企業等（官公庁含む。）が本来自ら行う総務、人事、その他の管理等に係る各種業務プロセスの一部を集約的に受託して行う事業をいう。

#### (5) 操業中の工場の買収

操業中の工場を買収した場合は、当該工場を承継（買収、合併、相続等）したとみなされるため、工場等の新設または増設には該当しない。

ただし、操業中の工場に係る建物および機械装置の取得費等（買収費）とは別に、新たに当該工場等に投資を行い、新規雇用者を雇い入れた場合（買収先の企業から引き継いだ従業員については、雇用増の対象には含まない。）であって要件を満たすときは、増設の対象とする。

なお、被承継会社と承継会社が資本関係のない場合で、次のようなケースについては、実質的な倒産状態またはこれに準ずる場合とみなして補助の対象となる場合があるため、別途協議する。

ア 被承継会社が会社法による解散手続きにより精算する場合

イ 民事再生法適用における再生手続において、裁判所により認可された再生計画により、管財人が譲渡先企業を選定する場合

ウ 被承継会社が工場閉鎖を決定後、操業しながら譲渡先を探している場合（従業員および地元市町村、ハローワーク等に対して公式に通知、届出等がなされた場合）

#### (6) 認定申請書添付書類一覧

##### ア 別表第1 全類型共通

(ア) 認定申請書添付書類様式第13号立地計画

(イ) 会社資料（複数の事業者による投資・操業の場合は、全社の分を添付）

a 会社沿革および現況（主要株主、持株比率）

b 事業報告書，3期分（新設会社の場合は事業計画書）

上記事業報告書は，認定申請時点において提出可能な直近3期分とし，事業年度終了後において，同書類の完成を待つなど事務処理が滞ることがないように留意する。

c 定款(写)（原本と相違ない旨記したもの）

(ウ) 法人の登記事項証明書（複数の事業者による投資・操業の場合は，全社の分を添付。原本還付を希望する場合，写しと相違がないことを確認し還付可）

(エ) 従業員名簿（氏名，入社年月日，業種のわかるものでマイナンバーの記載のないもの）

(オ) その他

会社案内（複数の事業者による投資・操業の場合は，全社の分を添付）

(カ) 上記(3)イにより，主たる事務所の所在地が市外の企業で，既に市内で事業所等を設置している場合において，操業(事業)開始の日から5年以内かを確認する場合，a～dのいずれかの書類の写し

a 市のインキュベーション施設に入居している場合，入居許可書の写し

b 賃貸借物件に入居している場合，当初の賃貸借契約書の写し

c 賃貸借物件に入居した事業年度の事業報告書・確定申告書の写し

d 工場等を取得している場合，固定資産台帳の写し

(キ) 委任状

複数の事業者による投資・操業の場合，申請にかかる権限を幹事企業に委任する書面を，幹事企業以外の全ての事業者が提出する。

ただし，親子会社による投資・操業の場合はこの限りではない。

(ク) その他市長が必要とする図書

イ 別表第1 類型1～5の場合

(ア) 工場見取図

工場位置図

函館市における地図上の位置図

(イ) 工場配置図

工場全体の配置図

各部屋の用途，面積，寸法などわかる鮮明な図

(ウ) 設備配置図

設備明細と金額の一覧表

排水処理設備（ある場合）

(エ) 立面図

(オ) 生産工程図

(カ) 既存，新規を分けた工程図（製品別），専門用語の説明

(キ) その他

生産計画が量で書けない場合の生産計画表，生産品名（事業名）一覧

(ク) 別表第1の類型1および類型2の場合，市との土地売買契約書の写し

ウ 別表第1 類型6～類型9の場合

(ア) 賃貸借契約書の写し

- (イ) 事業収支計画書※類型 6 および 7 については 3 カ年分、類型 8 および 9 については 5 カ年分

エ 別表第 1 類型 10 の場合

- (ア) 工場見取図  
工場位置図  
函館市における地図上の位置図
- (イ) 生産工程図
- (ウ) 既存、新規を分けた工程図（製品別），専門用語の説明
- (エ) その他  
生産計画が量で書けない場合の生産計画表，生産品名（事業名）一覧
- (オ) 賃貸借契約書の写し
- (カ) 建物にかかる登記事項証明書（写しと内容に相違がないことを確認し  
原本還付）

3 工場等に係る投資額の算定

(1) 消費税

投資額については消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 建替・移転

増設（建替・移転）で差引がある場合については，認定申請書提出日時点（すでに工事に着手している場合は直近）における建物の評価額のみを投資額から差し引くこととする。

(3) 共同実施

複数の事業者が，共同して投資・操業を行うときは，それらを一体として取り扱い，助成の措置に係る申請者は，幹事企業とする。

ただし，それらが会社法に規定する親会社・子会社の関係にある場合は，申請者を親会社とする。

(4) ファイナンスリース

リース物件については，法人税法に規定するいわゆる「ファイナンスリース取引」に該当する設備であって，減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは，投資額の算定対象とする。

(5) 対象期間

算定の対象とする減価償却資産は，工場等の工事に着手する日から工事の完成する日までに取得されたものとする。

(6) 対象施設の範囲

ア 規則第 5 条第 1 項に規定する「工場等の内部環境施設，福利厚生施設，敷地内の環境整備施設」は，次に掲げるものをいう。

なお，販売または営業を目的とする施設，物流関連施設（工場等と機能的に一体となっているものを除く。），職員住宅，独身寮，体育館，会館等は，投資額の算定には含めない。

また，上記算定に含めない施設等が同一の建物内にある場合は，当該建物の床面積を対象部分と対象外部分に分け，その比率によって助成の基準となる投資額を算定する。

(ア) 内部環境施設

見学者用施設（展示用施設を含む。）、会議室、教育研修関連施設、  
守衛室、倉庫その他これらに類する施設

(イ) 福利厚生施設（職員が利用するものに限る。）

休憩室、食堂、売店、トイレ、更衣室、浴室、シャワー室、仮眠室、  
診察室その他これらに類する施設

(ウ) 敷地内の環境整備施設

緑化施設、駐車場その他これらに類する施設

イ 建物の建設を伴わず機械設備のみの投資であっても、増設に伴い雇用者  
が増加し、要件を満たす場合は対象とする。

ウ 投資額として申請する資産のうち車両・運搬具については、工場内のフ  
ォークリフト等操業に直接使用するものは対象となるが、送迎バスや配送  
トラック等工場以外で使用するものおよび除雪機や草刈機等操業に直接使  
用するものではないものは対象外とする。

(7) 対象とならないもの

規則第5条に規定する「投資額の算定」には、次に掲げるものは含まない。

ア 土地の取得費用（類型1および類型2における市との土地売買契約によ  
るものについては、購入した日から5年以内に新設または増設に係る工事  
に着手したものに限り含めることができる。）

イ 工場等の工事着手日以前または工事の完成した日以降に取得された減価  
償却資産

ウ 法人税法施行規則別表第16(一)、(二)又は(四)の減価償却資産の償却  
額の計算に関する明細書に記載されない経費（「固定資産台帳」に登載さ  
れない経費）

エ 過去に本補助金の交付対象となった工場等で操業等を休止又は廃止した  
ものを新たに取得する場合は、原則対象とならないが、増設部分に限り対象  
とする。

オ 産業支援センター、臨海研究所、国際水産・海洋総合研究センターなど  
市のインキュベーション施設に入居する際の使用料

ただし、平成29年4月1日時点において、既に認定を受けている事業者に  
ついては、認定申請時に各施設において使用許可を受けた期間に限り対象  
とする。

(8) 他の助成制度

工場等の新增設に際し、他の助成制度により補助金の交付を受ける予定が  
ある、または交付を受けているときは、その対象施設および設備を投資額の  
算定対象から除外する。（規則第5条第2項）

また、他の雇用に関する補助金を受けている場合は、対象となった常用雇用  
者を類型6および類型8の補助対象者から除外する。

## 4 雇用増の算定

### (1) 常用雇用者とみなす雇用者の取扱い

申請企業が直接雇用し、また雇用期間の定めがなく、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の全てに加入していること。

ただし、70歳以上の場合は、新たに厚生年金保険に加入することができないため、雇用保険および健康保険に加入し、常用雇用者と同等の勤務形態である者を含む。

なお、複数企業の従業員で構成するプロジェクトチームや共同受注・共同開発のため他企業からの応援職員等はこれにあたらない。

また類型1～類型5のいずれかの立地計画の認定を受けている企業のうち、認定申請書提出日から操業等開始日の属する事業年度終了の日までに4月1日を含まない場合に限り、常用雇用者の中に操業等開始日の属する事業年度終了の日の翌日から4月1日までの採用内定者を含むものとする。その採用内定者の雇用手続き完了後、要件を確認し、雇用増を確定させ交付にかかる手続きを行うこと。

#### (2) 常用雇用者とみなす有期雇用者の取扱い

雇用契約の更新により、実質的に雇用期間の定めがない者と同様な取扱いを行っている場合については、雇用契約書等を確認したうえで、雇用期間の定めのない者とみなす。

#### (3) 対象職種

雇用増には、操業等に直接従事する者のほか、工場等の操業等に関する総務、生産管理等の業務に従事する者を含み、営業、販売、配送等に従事する者は除くものとする。

ただし、類型1～類型5において、工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。

#### (4) 基準日

雇用増には、当該工場等の操業開始の日において当該工場等で雇用されていた者のほか、操業開始後順次採用された雇用者を含めるものとし、操業開始日の属する事業年度が終了した日に現に雇用されている者の数を算定する。

#### (5) 再雇用

新規常用雇用者として類型6から類型10までの交付対象になった者が同一企業において再雇用された場合は雇用増とはみなさない。また、既に認定企業の雇用増とみなされたことがある常用雇用者が他の認定企業の新規増加常用雇用者となる場合は、先の認定企業において雇用増とみなされた事業年度の終了の日の翌日から1年間は対象外とする。

#### (6) 共同実施

複数の事業者が、共同して投資・操業を行うときは、操業を行う事業者が直接雇用する常用雇用者に係る雇用増を算定の対象とする。

#### (7) 工業団地に立地する場合等の取扱い

工業団地に新たに立地した場合および市外からの移転により立地した場合の雇用増については、当該工場等に勤務し、常用雇用者とみなされる雇用者全員を増加常用雇用者として扱うものとする。

#### (8) 常用雇用者の通勤範囲について

函館地域以外から通勤している常用雇用者については、認定企業に籍を置きかつ通勤実態があれば雇用増の対象とする。ただし、認定企業における通勤が常態でない常用雇用者については、補助金の交付要件の対象となる常用雇用者に含まない。（ただし、類型8、9の認定事業者が行う函館地域通勤圏内でテレワークを行う場合には、常用雇用者とみなすこととなるため、類型に係る8、9に係る雇用者の算定については、本補助金の主旨を鑑み認定事業者へのヒアリング等に留意のうえ判断すること。）

#### (9) 兼業

複数の事業主に雇用されている者（いわゆる兼業）であっても、上記(1)の条件を満たしていれば常用雇用者とする。

(10) 常用雇用者の条件を満たしている場合であっても、研修等の理由により長期に遠隔地での研修、派遣等により函館市内の事業所に勤務している実態が視られない場合には、常用雇用者とはみなさない。

#### (11) 類型6における雇用増の取扱い

別表第2（第12条関係）について、その他市長が別に定める場合とは下記のとおりとする。

雇用増加に伴う補助金の算定について操業等開始日が属する事業年度から起算して3事業年度までの各事業年度において、補助金を算定し交付する。ただし、雇用増の人数は操業等開始日が属する事業年度からの累計により算定するものとし、補助金の算定方法は以下のとおりとする。

(ア) 各事業年度において、累計の雇用増の人数が100人以下の場合、雇用増の人数に30万円を乗じて得た額を交付する。

(イ) 各事業年度において、累計の雇用増の人数が101人以上となる場合、累計の雇用増の人数のうち、100人に達するまでは、雇用増の人数に30万円を乗じて得た額を交付する。累計の雇用増の人数が100人を超えた場合、当該事業年度における雇用増の人数のうち、累計101人目以降の人数については、20万円を乗じて得た額を交付する。

ただし、本補助金の算定および交付は、事業年度ごとに行うものとし、雇用増の人数の算定に当たっては、操業等開始日が属する事業年度からの累計により行う。

### 5 オフィスおよび工場等の賃借料の算定

(1) 算出の起算日は事業開始日もしくは賃借料発生日の遅い方の日付とする。

(2) フリーレント（家賃無料）の期間がある場合には、当該期間を賃借料の補助対象期間に含む。

(3) 対象期間初年度の対象期間は、算出の起算日から操業開始日の属する事業年度の終了した日までとし、次年度以降は前回申請の事業年度の翌日から当該申請の直前の事業年度の末日までとする。

(4) 賃料が発生した日が初月の途中となった場合は、不動産賃貸借契約に基づき、当該月の賃借料を日割り計算する。

なお、特に記載が無い場合は、当月暦月の日数を分母として日割り計算する。

(5) 補助対象は賃借料のみとし、共益費、敷金、権利金、手数料その他これらに類する諸経費を除くこととする。

(6) 認定後の賃貸借面積等の変更について

類型6から類型9までの立地計画を認定する際および計画期間中は、期間中の賃貸借面積や賃借料の変動などについて十分にヒアリングし、現状を把握するように努めること。

特に予算要求時には、賃借料の変動の有無については必ず確認すること。

(7) 認定後の賃貸借面積の減床について

立地計画認定後、賃貸借契約期間の更新時に、賃貸借面積を減床させても、補助要件を満たしていれば補助金を交付することができる。

(8) 賃貸借しているオフィスの中に複数の業種を含んでいる場合

新たに進出した企業がオフィスを借り上げ複数の類型に該当する業種を営む場合（例：一部でコールセンターやデータセンター、残りの部分でソフトウェア業等）は、それぞれの補助要件を満たせば、類型6および類型7と類型8および類型9の2つの立地計画を提出することができる。

この場合、それぞれのスペースがわかる配置図や平面図などの図面の提出を受け、賃借料を面積按分する。ただし、会議室や休憩室などの共有部分については、各々の業務の専有面積の割合で按分すること。

また、常用雇用者のうち、常用雇用者の資格のある支社長などの責任者や各業務の統括部門に属するもの（例えば総務・人事・労務管理など）はいずれかの認定に含めるものとする。

交付申請時には事業年度終了の日時点のオフィスの配置図の提出を受け、実地検査において確認すること。

(9) 同一企業が複数の認定計画を有する時の取扱いについて

上記(3)のように同一企業が複数の認定計画を有している場合、交付申請に関しては、個々の計画に基づいて申請することとする。

(10) 転貸借についての取扱い

すでに認定を受けている企業が借り受けている事務所の一部を別の企業に転貸する場合、転貸した面積を除いた事務所面積を補助対象とする。

また、別の企業が借り受けている事務所の一部もしくは全部の面積を賃貸借して申請する場合（いわゆる転貸借）も補助対象とする。

なお、すでに認定を受けている企業が関連子会社に事務所の一部を貸す場合は、子会社での雇用増がある場合のみ親子会社による投資として取扱い、子会社分の認定計画を申請することとする。

いずれの場合も下記ア～ウの書類を提出すること。

ア 不動産管理会社と当初から借りている企業および転貸を受けようとする企業における転貸借にかかる合意文書の写し

イ 当初から借りている企業および転貸を受けようとする企業の間で合意した転貸借する面積・月額賃借料・賃貸借期間等を盛り込んだ承諾書などの契約書類の写し。

ウ 市長が特に必要と認める書類

## 6 工場等の賃料の算定（上記5に規定のあるものを除く。）

### (1) 工場（建屋）とその他リース設備の取扱い

原則として、工場の建物に係る賃料を対象としており、賃料に工場に備え付けの設備が含まれている場合は対象とするが、認定事業者が自ら機械設備をリースにより設置する場合は対象外とする。

### (2) リースバック物件の取扱い

過去に認定事業者自身が所有している物件のリースは対象外とし、当該補助対象建物の登記事項証明書により過去の所有者を確認するものとする。

### (3) 類型10の認定を受けている事業者が工場内に新たな設備を投資する場合

認定期間中の他の補助金との併用はできないが、認定期間終了後に新たな設備投資を行う場合には、該当する類型の補助認定申請を行うことができるものとする。

なお、北海道補助金において設備投資に係る補助を受ける場合にあっては、本市の類型10補助金の併用は可能。

## 7 環境保全措置の確認

下記に掲げる法律の規定による届出を要しないこと、またはこれらの規定による届出を要する場合において当該届出をし、計画変更命令等を受けなかったこと、もしくは計画変更命令等を受け、これに従った場合とする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 工場立地法（昭和34年法律第24号）

## 8 北海道産業振興条例補助金の確認（該当する場合のみ）

### (1) 記載

金額が未定の場合でも、申請している場合は記載させること。

### (2) 申請の有無

未申請のときは、立地計画の内容を確認し、道の補助制度に該当となりそうな場合には、北海道渡島総合振興局へ相談するよう申請者に対し指示すること。

## 9 認定の可否の決定

### (1) ヒアリング

認定の際には認定申請書に基づき必ず2人以上でヒアリングを実施し、記載内容に不備等がないよう確認を行う。

### (2) 固定資産評価額

増設で差引がある場合については、認定申請書提出日時点（すでに工事に着手している場合は直近）における建物のみの評価額を投資額から差し引くこと。

その際、財務部税務室資産税担当に照会する必要があるため、企業から承諾書（様式第3号）をもらうこと。

(3) 決裁書類

認定書の決裁の際には、「条例・規則・取扱要領」、「補助金の交付状況および予定」、「立地計画認定通知書（様式第1号）」、「立地計画認定書（様式第2号）」、「要件適否」に企業からの申請書一式を添付して、1立地計画ずつ起案すること。

10 認定書等の交付

(1) 処理期間

認定申請書の受理から申請者に対する認定通知までの標準処理期間は、3ヶ月程度とする。

(2) 通知内容

認定書等は、補助金額ではなく、立地計画に係る投資額等を認定するものである。

## 第4 認定から補助金交付までの間の届出・申請

### 1 主な届出

#### (1) 工事（事業）着手届

認定事業者は、当該工場等の工事または事業に着手したときは、着手の日（規則第6条第1項の規定による認定前に着手したときは、認定の日）から10日以内に、様式第8号の工事（事業）着手届により届け出なければならない。

なお、工事または事業の着手の日とは、次に掲げる日とする。

ア 工場等の建物等の建設に着手した日（基礎工事に着手した日。例えば「杭打ち」を開始した日）

イ 建物等を買取る場合は、当該建物等を取得した日（所有権移転の日）

ウ 当該工場の建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合にあつては、機械設備等を取得（納入）した日（機械の据え付け工事が必要な場合は、当該工事を開始した日）

エ 工場等においては、新会社設立の場合は法人登記日、支社等設置の場合は、支社設置の準備を開始した日（取締役会議決日等）もしくは、不動産賃貸借契約日。

オ 工場等の設備投資に先がけて新增設する工場等で働く予定の常用雇用者を採用した場合は、その採用年月日

#### (2) 工事完成届

認定事業者は、当該工場等の工事が完成したときは、完成の日（規則第6条第1項の規定による認定前に完成したときは、認定の日）から10日以内に、様式第9号の工事完成届により届け出なければならない。なお、工事の完成した日とは、建物の完成だけでなく、機械設備等を納品・設置工事等が完了し、これらの資産を取得した日とする。

#### (3) 操業開始届

認定事業者は、当該工場等の操業を開始したときは、開始の日（規則第6条第1項の規定による認定前に操業を開始したときは、認定の日）から10日以内に、様式第10号の操業開始届により届け出なければならない。

なお、設備投資の完成前に先行して機械の一部を稼働させ、製造を開始した場合は、その日を操業開始日とする。

また、特定事業所においては、不動産賃貸借契約日または採用活動等実際に事業開始した日の遅い方の日。

### 2 その他の申請および届出

#### (1) 認定計画変更認定申請書（規則第7条）

ア 規則別記第2号様式によっていることを確認すること。

イ 内容については、規則第7条第1項各号に掲げる場合に該当するものであることを確認すること。

ウ 提出された当該申請書を審査し、認定の可否を決定する。

#### (2) 認定事業者の地位の承継承認申請書（規則第8条）

- ア 規則別記第3号様式によっていることを確認すること。
  - イ 内容については、規則第8条第1項に掲げる場合に該当するものであることを確認すること。
  - ウ 規則第8条第2項各号に掲げる添付書類の有無を確認すること。
  - エ 提出された当該申請書を審査し、承認の可否を決定する。
- (3) 認定辞退届書（規則第10条）
- ア 規則別記第4号様式によっていることを確認すること。
  - イ 内容については、事業の休止または廃止のほか、規則第11条第1号から第3号に該当するものであること。
  - ウ 提出された当該届出書を審査し、規則第11条に該当するものについて、その認定を取り消す旨の決定をする。
- (4) 登記事項等変更届
- ア 会社名、住所、代表者の変更について、様式第11号により報告させること。
  - イ 履歴事項全部証明書を添付させること（原本還付を希望する場合、写しと相違がないことを確認し還付可。）
- (5) 特定認定工場および工場等の増減に係る変更の届出
- 認定後の賃貸借面積の増床（部屋の追加）について、認定を受けた事業内容と同一事業であり、休憩室やそのた共有スペースを同じく利用するものについては、増設ではなく増床（登記事項等変更届）として届出の提出を求めるものとする。
- 認定時の補助対象額（賃料）の20パーセント以上の増える場合には変更認定の手続きを要する。

## 第5 補助金交付

### 1 予算関係

#### (1) 予算要求等

ア 枠で要求すること。（予算枠については庶務担当課を通じて財政課と協議すること。）

イ 予算に不足額が生じる場合は、補正について庶務担当課を通じて財政課と協議すること。

ウ 企業立地情報の収集を行い、交付予定額の把握に努めること。特に、賃貸借契約物件にかかる賃借料の変更の有無については、遺漏の無いように確認すること。

#### (2) 分割交付

ア 補助金交付予定額が1億円を超える場合は、原則として単年度における交付上限額を1億円とし、複数年で支払うこととする。（全額を払っても予算枠内で収まる場合を除く。）

イ 2年目以降の補助金については、債務負担行為の議決を要するため、議案の提出に関し、事前に庶務担当課を通じて財政課と協議すること。

ウ 初年度の補助金の交付については、上記債務負担行為の議決後に行うものとする。

エ 分割交付となる見込みの場合は、立地計画を認定する前に企業への説明を行うこと。

オ 2年目以降の補助金の交付については、前回交付した日の属する事業年度終了後3ヵ月以内に決算書の提出を受け、内容を精査した後支払うこととする。

### 2 交付申請書の收受

#### (1) 提出時期

補助金交付申請書（規則別記第5号様式および別記第5号様式の2）の提出時期は、規則第13条第1号から第2号に定める日の翌日から起算して3月以内とすること。ただし、やむを得ない事情により提出が困難な場合は、予め担当者に相談するよう指導すること。

#### (2) 交付申請書添付書類一覧

##### ア 別表第1全類型共通

(ア) 操業開始日以後の直近の事業年度の決算書（複数の事業者による投資・操業の場合は、全社の分を添付）

(イ) 操業開始日以後の直近の事業年度の確定申告書の控え（提出先の税務署の受付印が押印されているもの。電子申請の場合、受理通知。複数の事業者による投資・操業の場合は、全社の分を添付）

(ウ) 履歴事項全部証明書（原本還付を希望する場合、写しと相違がないことを確認し還付可。）

(エ) 新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況（様式第15号）

(オ) 新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の内訳（様式第16号）

イ 別表第1類型1～5の場合

(ア) 工場見取図（建築確認印が押印されているものの写し）

工場位置図

工場配置図

設備配置図

立面図

(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証及び第7条第5項の規定による検査済証の写し

(ウ) 建物登記済証（建物の求積図添付のもの）もしくは登記識別情報の写しなど建物の所有者・面積等が証明されている書類

(エ) 操業開始日以後の直近の事業年度の確定申告書に係る固定資産台帳で下記のいずれかの書類（複数の事業者による投資・操業の場合は、全社の分を添付）

全社分の固定資産台帳の写し

全社計と各工場等別の内訳が資産区分毎に確認できる書類（上記確定申告添付の別表第16（一）または（二）記載の内容と一致するもの）および当該補助金交付に係る工場等の固定資産台帳の写し

(オ) 保税倉庫については、保税蔵置場の届出受理書の写し

(カ) 投資額の内訳および企業立地に係る環境の保全に関する事項（様式第17号）

ウ 別表第1類型6～9の場合

計画認定日以降で賃貸借契約を更新・変更している場合、契約書の写しなどその他参考となる書類

エ 別表第1類型10の場合

工場位置図

工場配置図

設備配置図

立面図

保税倉庫については、保税蔵置場の届出受理書の写し

(3) 公害関係の届出

認定申請時に確認した公害関係法令の適合状況についても、再度確認することとなるので、届出関係の状況確認を行うこと。

(4) 検査日程通知

交付申請書の收受後、内容審査のうえ企業等の担当者と実地検査日程について調整すること。

実地検査日程が決定次第、様式第4号により検査の実施に係る通知（原則として、実地検査の2週間前）をすること。

3 実地検査

(1) 投資額の算定関係（固定資産台帳の整理）

- ア 「固定資産台帳の合計欄」および「補助金交付申請書添付の別表第16(一)および(二)記載の合計金額欄」ならびに「貸借対照表の有形固定資産各金額欄」の各資産区分が一致することを確認する。
- イ 固定資産台帳に列記されている資産のうち、申請に係る資産を確認する。
- ウ 資産の科目ごとの取得価格の合計および全体の合計が、補助金交付申請書別紙1記載の金額と一致することを確認する。

(2) 雇用増の算定関係（従業員名簿の整理）

- ア 交付申請書添付書類様式第16号の写しまたは企業等がこれに準じて作成した名簿を使用する。
- イ 雇用増の対象となる従業員を確認し、当該交付申請書添付書類様式第15号の「新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況」と一致すること。
- ウ 雇用契約書，雇用保険資格喪失届・氏名変更届，健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書，賃金台帳，労働者名簿を確認する。

(3) オフィス賃借料の算定関係

- ア 賃貸借契約書の原本を参照し，賃借料・賃貸借面積を確認する。
- イ 現地において，補助対象面積内のスペースを確認する。
- ウ 賃借料を滞納していないかについて，確定申告書の写し等で確認する。

#### 4 交付決定

(1) 端数処理

算定した補助金の額に千円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。

(2) 処理期間

申請者に対する補助金交付決定通知までの標準処理期間については，実地検査後，1ヶ月を目処とする。

(3) 決定通知等

補助金交付決定通知書は様式第5号，補助金交付決定書は様式第6号によること。

(4) 決裁書類

交付決定の決裁の際には，「補助金交付決定通知書（様式第5号）」，「補助金交付決定書（様式第6号）」，「検査調書（様式第7号）」に企業からの申請書一式を添付して，1立地計画ずつ起案すること。

## 第6 補助金交付後

### 1 報告および届出

#### (1) 操業（事業）状況報告書（規則第15条）

ア 規則別記第6号様式によっていることを確認すること。

イ 交付決定があった日（分割交付の場合は全ての支払が終了した日、類型6から類型10までについては最後の交付決定があった日）の属する事業年度の初日から3年に達する日までの間、事業年度終了後4月以内に報告させること。

#### (2) 操業（事業）休止（廃止、内容変更）届出書（規則第16条）

ア 規則別記第7号様式によっていることを確認すること。

イ 届出の内容によっては、補助金返還等について協議すること。

### 2 補助金返還の取扱い

#### (1) 操業等の休止または廃止に関する協議

ア 規則第16条第1項に規定する操業等の休止または廃止に係る協議とは、次に掲げる事項についての協議をいう。

(ア) 操業等の休止または廃止に至る理由

(イ) 雇用者に対する賃金および退職金等の支払い状況

(ウ) 解雇する従業員の今後の処遇

(エ) 補助金の対象とした施設の今後の取扱い

イ 補助金の対象とした施設の今後の取扱いについて、有効利用の計画がある場合は、具体的な見通しおよび計画等を協議事項の中で明示させること。

#### (2) 操業等の休止または廃止に関する協議において市長が特にやむを得ない理由があると認める場合

ア 規則第17条第1項第3号ウに規定する「市長が特にやむを得ないと認めた場合」とは、規則第16条第1項に規定する協議に係る各事項について、次のように判断されることをいう。

(ア) 操業の休止または廃止に至る理由が、規則第17条第1項第3号アおよびイによる場合（災害・倒産）以外であること。

(イ) 雇用者に対する賃金および退職金等の支払い状況が、関係法令等に基づき適正に行われていること。

(ウ) 解雇する雇用者に対して再就職の斡旋等を行うなど、適切な対応がなされていること。

(エ) 補助対象施設等の有効活用が、計画書等により確認できること。

#### (3) その他市長が定める事態

規則第16条第1項に規定する「その他市長が定める事態」とは、事業者が経営破綻を来し、債務の支払不能、手形や小切手の不渡りによる銀行取引停止処分を受けた場合等をいう。

## 第7 各種様式一覧

### 1 規則で定める様式

- 第1号 立地計画認定申請書（第6条関係）
- 第2号 認定計画変更認定申請書（第7条関係）
- 第3号 認定事業者の地位の承継承認申請書（第8条関係）
- 第4号 認定辞退届（第10条関係）
- 第5号 補助金交付申請書（第13条関係）
- 第5号の2 補助金交付申請書（第13条関係）
- 第6号 操業（事業）状況報告書（第15条関係）
- 第7号 操業（事業）休止（廃止・内容変更）届出書（第16条関係）

### 2 要領で定める様式

- 第1号 立地計画認定通知書
- 第2号 立地計画認定書
- 第3号 承諾書
- 第4号 実地検査日通知書
- 第5号 補助金交付決定通知書
- 第6号 補助金交付決定書
- 第7号 検査調書
- 第8号 工事（事業）着手届
- 第9号 工事完成届
- 第10号 操業開始届
- 第11号 登記事項等変更届
- 第12号 企業立地促進条例補助金認定申請に関する確認書
- 第13号 立地計画
- 第14号 委任状
- 第15号 新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況
- 第16号 新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の内訳
- 第17号 投資額の内訳および企業立地に係る環境の保全に関する事項

様式第1号

函 経 工  
令和 年 月 日

認定企業名  
代表者氏名 様

函館市長

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則に基づく立地計画の認定  
について（通知）

令和 年 月 日申請のあったこのことについて、別添認定書のとおり立地計画を認定しましたので通知します。

なお、函館市企業立地の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく次の事項について届出等を適切に行うようにしてください。

また、申請に基づく審査の結果についてあわせて通知します。

#### 記

- 1 工場（事業所等）の工事または事業に着手したときは、工事（事業）着手届を当該着手の日（認定前に着手したときは、認定の日）から10日以内に提出すること。
- 2 認定を受けた立地計画（以下「認定計画」という。）のうち次の事項を変更しようとするときは、速やかに認定計画変更認定申請書を提出して、市長の認定を受けること。
  - (1) 業種または事業
  - (2) 製造する主たる製品等の内容
  - (3) 工場等の所在地
  - (4) 工場等の新設または増設のための投資額の予定額（変更後の額と変更前の額との差額が変更後の額の20パーセント以内または当該差額が5,000万円以内の変更の場合を除く。）
  - (5) 規則別表第1に定める類型の区分
  - (6) その他認定に係る立地計画の遂行に重大な影響を与える事項

- 3 認定計画に係る事業の休止または廃止その他の理由により補助金の交付の申請をしないことが明らかになったときは、速やかに認定辞退届出書を提出すること。
- 4 工場（事業所等）の工事が完成したときは、工事完成届を当該完成の日（認定前に工事が完成したときは、認定の日）から10日以内に提出すること。
- 5 工場（事業所等）が操業または事業（以下「操業等」という。）を開始したときは、操業（事業）開始届を当該操業等の開始の日（認定前に操業等を開始したときは、認定の日）から10日以内に提出すること。

## 6 審査結果

- (1) 算定投資額 千円
- (2) 算定雇用増 人
- (3) 該当条項 規則別表第1に定める類型

なお、上記の算定投資額および算定雇用増ならびに該当条項は、補助金交付申請に基づく実地検査および関係書類の審査により決定されることとなります。また、実地検査および関係書類の審査により決定された補助金額が1億円を超える場合は、分割交付の対象となりますので、ご承知おき願います。

7 不明な点につきましては、函館市経済部工業振興課企業立地担当までご連絡ください。

（経済部工業振興課企業立地担当  
電話）

様式第2号

認定第 号

住所 認定企業住所  
氏名 認定企業名  
代表者氏名

(認定企業名および代表者氏名) から令和 年 月 日付けで申請のあつた立地計画は、函館市企業立地の促進に関する条例施行規則(函館市規則第90号)第6条第1項の規定により、適当であることを認定します。

令和 年 月 日

函館市長

〔 経済部工業振興課企業立地担当  
電話 〕

様式第3号

承 諾 書

令和 年 月 日

函館市長 様

申請人 住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
氏 名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名 印

固定資産等に係る固定資産税の調べについて

このことについて、函館市企業立地促進条例補助金の交付を受けるため、当社に係る固定資産税について調査することを承諾します。

函 経 工  
令和 年 月 日

〔認定企業名〕  
〔代表者氏名〕様

函館市長

函館市企業立地の促進に関する条例および施行規則に基づく補助金に係る実地検査について（通知）

令和 年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、次のとおり実地検査を行いますので、関係書類の準備および経理、設備投資内容等の説明を行う責任者の立会をお願いします。

記

- 1 検査年月日  
令和 年 月 日
- 2 検査事項
  - (1) 投資額に係る検査
  - (2) 雇用増に係る検査
  - (3) 建物および機械設備等の現況確認検査
- 3 検査に際して必要とする書類  
別紙のとおり

(経済部工業振興課企業立地担当)

検査に際して必要とする書類（「原本」とあるものは原本に限る。）

- 1 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証及び第7条第5項の規定による検査済証，完成図面（いずれも原本）
- 2 建物登記済証（建物の求積図添付のもの）もしくは登記識別情報の写しなど建物の所有者・面積等が証明されている書類
- 3 直近の事業年度の確定申告書の控え（提出先の税務署の受付印が押印されているもので原本）
- 4 上記確定申告に係る固定資産台帳で下記のいずれか
  - (1) 全社分の固定資産台帳
  - (2) 全社計と各工場等別の内訳が資産区分毎に確認できる書類（上記確定申告添付の別表16(一)または(二)記載の内容と一致するもの）および当該補助金交付に係る工場等の固定資産台帳
- 5 直近の事業年度の決算報告書
- 6 雇用保険被保険者資格取得確認書（カード原本）
- 7 健康保険被保険者資格取得確認書（カード原本）
- 8 厚生年金保険被保険者資格取得確認書（カード原本）
- 9 貸金台帳（労働基準法第108条に基づくもの）
- 10 労働者名簿（労働基準法第107条に基づくもの）
- 11 雇用契約書（原本）
- 12 建物の引渡書，機械設備等の納品書等の納入年月日を確認できるもの
- 13 営業許可や公害関係法令等に係る許可証や受理書等
- 14 ソフトウェアの購入に関する契約書（原本）
- 15 不動産賃貸借契約書（原本）

函 経 工  
令和 年 月 日

〔 認 定 企 業 名 〕  
〔 代 表 者 氏 名 〕 様

函館市長

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則に基づく補助金の交付の  
決定について（通知）

令和 年 月 日申請のあったこのことについて、別添のとおり交付決定  
となりましたので通知します。

なお、函館市企業立地の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に  
基づく次の事項について届出等を適切に行うようにしてください。

1 操業（事業）状況報告書（規則別記第6号様式）

(1) 決算終了後4ヵ月以内に3年間提出すること。

なお、補助金交付の決定日の属する事業年度の決算終了後が初回となること。

(2) 分割して補助金の交付を受ける場合は、最終の回の補助金の交付の決定後か  
ら提出すること。

2 操業等の休止の届出

(1) 補助金の交付の決定後5年以内に、工場等の操業等の休止または廃止をしよ  
うとするときは、あらかじめ、市と協議すること。

(2) 補助金の交付の決定後5年以内に、工場等の操業等の休止または廃止をした  
ときはその理由およびその日を、工場等の操業の内容を著しく変更したときは  
その理由およびその内容を、それぞれ当該事実が生じた日から10日以内に、  
規則別記第7号様式により届け出ること。

（経済部工業振興課企業立地担当）

## 補助金交付決定書

決定第 号

住所  
氏名

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、同条例施行規則第13条第2項に基づき、金 円を交付することを決定します。

ただし、次の事項を承知してください。

令和 年 月 日

函館市長

## 1 補助金の額

補助 類型	補助対象投資額・雇用増	補助金の額	内訳(類型6・7または 類型8・9による場合)
	円	円	円
	人		円

なお、規則第14条の規定により、次のとおり分割して交付します。  
<分割交付の内容>

交付年度	年度	年度
分割交付金額	円	円

2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがあります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定後5年以内に工場等の操業等の休止または廃止をしたとき。(次に掲げる場合を除く。)

ア 災害により操業等を継続することができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等による倒産の場合で、交付の決定を受けた補助金の全額の交付を受けているとき。

ウ 規則第16条第1項の規定による協議を行い、市長が特にやむを得ないと認めた場合

- 3 補助金の返還を命ぜられ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。
- 4 当該補助金は、函館市企業立地の促進に関する条例第 5 条に規定する工場等の立地に対して交付されるため、助成対象となる固定資産に関して、圧縮記帳を行うことができます。

## 検 査 調 書

( 新 設 ・ 増 設 )

企 業 名	工事(事業)着手日 年 月 日		
住 所	工事完成日 年 月 日 (類型6～9は不要)		
工場等名称	操業開始日 年 月 日		
工場等住所	(特定事業所の場合、不動産賃貸借開始の日) 交付申請日 年 月 日		
投 資 額 の 算 定			
区 分	投資額【交付申請】(円)	投資額【補助対象】(円)	
建物・附属設備			
構築物			
機械および装置			
船舶・航空機・車両および運搬具			
工具、器具および備品			
ソフトウェア			
土地			
合計(類型1～5)			
補助対象投資額 円		雇用増 人	
事務所賃借料(類型7・類型9) 円 ※初年度は賃貸借開始から交付申請直前の事業年度終了の日までとする。 ※第2年度以降は、前々事業年度終了の翌日から前事業年度終了の日までとする。			
補 助 金 額 の 算 定			
補助類型	対象地区	対象業種	補助率 %
投資額を基準とした助成(補助類型1～5)			
雇用増を基準とした助成(補助類型6)			
事務所賃借料を基準とした助成(補助類型7)			
補助金額 千円(千円未満切捨)		分割交付の有無	有・無
分割交付時の 年度別内訳	年度	年度	年度
	千円	千円	千円
既支出済額			
(類型8)			
(類型7・9)			
検 査 日	令和 年 月 日		
検 査 員 所属・職・氏名	印 印		
対 応 者			

新規雇用者の算定

(単位：人)

事業所区分		内 訳	認定申請日 令和 年 月 日 A	操業開始年度の終了 した日 B 令和 年 月 日	増 減 (B-A)
認定対象事業所	既存常用雇用者数	内 訳		既存常用雇用	
				市内事業所転入	
		既存常用雇用者計			
	新規常用雇用者数	内 訳		新規常用雇用	
				市外事業所転入	
		新規常用雇用者計			
常用雇用者数小計				E	
市内 既設 事業 所	事業所	常用雇用者数			
	事業所	常用雇用者数			
	事業所	常用雇用者数			
	常用雇用者数 小 計				
合 計				C	F

決算期における市内常用雇用者数

(単位：人)

認定申請前3年間の市内全体の常用雇用者数の最大値	D
令和 年 月期の市内全体の常用雇用者数	
令和 年 月期の市内全体の常用雇用者数	
令和 年 月期の市内全体の常用雇用者数	

算定の対象となる増加常用雇用者数

(単位：人)

認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数 (C-D)	①
認定対象事業所における増加常用雇用者数 E	②
市内事業所全体における増加常用雇用者数 F	③

算定増加常用雇用者数 (①から③までの最小値)	
-------------------------	--

新規雇用者の算定（類型7・類型8・類型9：第2年度目以降）

（単位：人）

区分	内訳	交付申請基準日	交付申請基準日	交付申請基準日	交付申請基準日	交付申請基準日	今回交付申請
		令和 年 月 日 (初年度目)	令和 年 月 日 (第2年度目)	令和 年 月 日 (第3年度目)	令和 年 月 日 (第4年度目)	令和 年 月 日 (第5年度目)	基準日 令和 年 月 日
認定対象特定事業所等	常用雇用者数	常用雇用者計 A	常用雇用者計	常用雇用者計	常用雇用者計	常用雇用者計	常用雇用者計
		(市外工場等配置 替え)	(市外工場等配置 替え)	(市外工場等配置 替え)	(市外工場等配置 替え)	(市外工場等配置 替え)	(市外工場等配置 替え)
市内 既存 工場等	常用雇用者数						
	常用雇用者数						
	常用雇用者数						
	常用雇用者数 小 計						
合 計		G	H	I	J	K	L

算定の対象となる増加常用雇用者数

操業（事業）開始日の属する事業年度が終了した日（初年度）の認定対象特定事業所等における常用雇用者数	A 人	操業（事業）開始日の属する事業年度が終了した日（初年度）の市内既設工場等を含めた常用雇用者数	G 人
操業（事業）開始日の属する事業年度の翌事業年度の終了の日（第2年度）の認定対象特定事業所等における常用雇用者数	B 人	操業（事業）開始日の属する事業年度の翌事業年度の終了の日（第2年度）の市内既設工場等を含めた常用雇用者数	H 人
操業（事業）開始日の属する事業年度の翌々事業年度の終了の日（第3年度）の認定対象特定事業所等における常用雇用者数	C 人	操業（事業）開始日の属する事業年度の翌々事業年度の終了の日（第3年度）の市内既設工場等を含めた常用雇用者数	I 人
操業（事業）開始日の属する事業年度から起算して4年目の事業年度の終了の日（第4年度）の認定対象特定事業所等における常用雇用者数	D 人	操業（事業）開始日の属する事業年度から起算して4年目の終了の日（第4年度）の市内既設工場等を含めた常用雇用者数	J 人
操業（事業）開始日の属する事業年度から起算して5年目の事業年度の終了の日（第5年度）の認定対象特定事業所等における常用雇用者数	E 人	操業（事業）開始日の属する事業年度から起算して5年目の終了の日（第5年度）の市内既設工場等を含めた常用雇用者数	K 人
補助金の交付の対象となる事業年度の終了の日の認定対象特定事業所等の常用雇用者数	F 人	補助金の交付の対象となる事業年度の終了の日の市内既設工場等を含めた常用雇用者数	L 人
A～E までの人数から最も多いものをFの人数から控除したもの	① 人	Lの常用雇用者数からG～Kの最大値を控除したもの	② 人

算定の対象となる増加常用雇用者数（①と②の最小値）	人
---------------------------	---

様式第8号

工 事 着 手 届

令和 年 月 日

函館市長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名

函館市企業立地の促進に関する条例に基づく補助金の認定に係る工場等について、工事に着手しましたので、次のとおり届け出ます。

1 工場等の名称および所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 認定年月日
- (4) 認定番号

2 着手年月日

3 完成予定年月日

様式第9号

工 事 完 成 届

令和 年 月 日

函館市長

様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名

函館市企業立地の促進に関する条例に基づく補助金の認定に係る工場等について、工事が完成しましたので、次のとおり届け出ます。

1 工場等の名称および所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 認定年月日
- (4) 認定番号

2 完成年月日

様式第 10 号

操 業 開 始 届

令和 年 月 日

函館市長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名

函館市企業立地の促進に関する条例に基づく補助金の認定に係る工場等について、操業を開始しましたので、次のとおり届け出ます。

1 工場等の名称および所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 認定年月日
- (4) 認定番号

2 操業開始年月日

様式第 11 号

登 記 事 項 等 変 更 届

令和 年 月 日

函館市長

様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名

この度、下記のとおり名称（住所、氏名）を変更しましたので、届け出ます。

- 1 工場等の名称，所在地，認定年月日（交付決定を受けている場合は，補助金の交付決定年月日）および決定番号

名 称

所在地

認定（交付決定）年月日

決定番号

- 2 変更の内容

企業立地促進条例補助金認定申請に関する確認書

年 月 日

函館市長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名

別紙「チェックリスト」の全ての項目を確認した上で認定申請をします。

## 【類型 1～5】

### ■チェックリスト■

- ・内容をご覧いただき、ご理解・ご同意いただけたらチェックをお願いします。
- ・お問い合わせ先は、函館市経済部工業振興課企業立地担当（0138-21-3321）です。

#### 認定申請について

- 申請は、工事に着手する日の 60 日前から工事に着手した後 30 日までの期間内に行い、所定の様式等を提出する必要があります。

#### 投資額について

- 補助金の対象となる資産は、工場等の工事着手日から工事完成日までに取得され、固定資産台帳に登載される減価償却資産のうち、次に掲げるものです。
- 1 事業所（工場）の操業のために直接使用される施設
  - 2 内部環境施設  
見学者用施設（展示用施設を含む。）、会議室、教育研修関連施設、守衛室、倉庫（工場と機能的に一体となっているもの）その他これらに類する施設
  - 3 福利厚生施設（事業所の操業に従事する職員が利用するものに限る。）  
休憩室、食堂、売店、トイレ、更衣室、浴室、シャワー室、仮眠室、診療室、その他これらに類する施設
  - 4 環境整備施設  
緑化施設、駐車場その他これらに類する施設
- 以下のものは、補助金の対象外です。
- 1 土地の取得費用（市との土地売買契約により取得した土地については、購入した日から 5 年以内に新設または増設に係る工事に着手したものに限り含めることができる。）
  - 2 固定資産台帳に登載されない施設（ファイナンス・リース物件を除く。）
  - 3 工場等の工事着手日以前または工事完成日以降に取得された減価償却資産
  - 4 営業、販売及び物流のための専用の施設及び事業所の操業と無関係な施設  
物流関連施設（入出荷ヤードや原料・製品保管庫など工場等と機能的に一体となっているものを除く。）、職員住宅、独身寮、職員会館、体育館、テニスコート、野球場、サッカーグラウンド、送迎バス、配送トラック、除雪車その他これらに類する施設
- 過去に本補助金の交付対象となった工場等を、操業等を休止又は廃止した後に取得する場合については、原則対象にならないが、増設部分に限り対象です。
- 工場等の新増設に際し、他の助成制度により補助金の交付を受ける予定がある、または交付を受けているときは、その対象施設および設備は投資額の算定対象から除外されます。

□投資額は消費税および地方消費税を含まない額です。

□増設（建替・移転）で差引がある場合については、認定申請書提出日時点（すでに工事着手している場合は直近）における建物の評価額のみを投資額から差し引きま  
す。

### 雇用増について

□補助対象となる新規常用雇用者は下記の条件を全て満たす方になります。

- 1 申請事業者が直接雇用していること
- 2 操業等に直接従事する方のほか、工場等の操業等に関する総務、生産管理等の業務に従事する方（営業、販売、配送等は除く。）
- 3 雇用期間の定めのない方であること（有期雇用者の場合、契約の更新により、実質的に雇用期間の定めがない方と同様な取扱いを行っている場合のみ、雇用契約書等を確認したうえで、雇用期間の定めのない方とみなします。）
- 4 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の全てに加入していること

□函館地域以外から通勤している常用雇用者については、出向を除き、認定企業に籍を置き、かつ通勤実態があれば雇用増の対象とします。

□工業団地（函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地）に新たに立地した場合および市外からの移転により立地した場合の雇用増については、当該工場等に勤務し、常用雇用者とみなされる雇用者全員を増加常用雇用者として扱います。

□増設の場合、雇用増の算定対象となるのは、次に掲げる人数のうち最少のものです。

1	操業開始事業年度終了日時点で 在籍している市内常用雇用者数	－ (マイナス)	認定申請日前3年間の 各事業年度終了日時点で 在籍している市内常用雇用者数
2	操業開始事業年度終了日時点で 認定対象工場に在籍している 常用雇用者数	－ (マイナス)	認定申請日時点で認定対象工場に 在籍している常用雇用者数
3	操業開始事業年度終了日時点で 市内工場に在籍している 常用雇用者数	－ (マイナス)	認定申請日時点で市内工場に 在籍している常用雇用者数

### 認定から交付までの間の手続き等について

- 各種届出（工事着手・工事完成・操業開始）を提出していただきます。
  
- 認定後、次に掲げる事項の変更をするときは、所定の様式により申請する必要があります。
  - 1 業種または事業
  - 2 製造する主たる製品等の内容
  - 3 工場等の所在地
  - 4 工場等の新設または増設のための投資額の予定額（変更後の額と変更前の額との差額が変更後の額の20%以内または5,000万円以内の場合を除く。）
  - 5 認定を受けた際の類型区分
  - 6 その他認定に係る立地計画の遂行に重大な影響を与える事項
  
- 認定後、合併や事業譲渡その他の理由により、工場等の承継を行う場合は、所定の様式により申請する必要があります。

### 交付申請について

- 申請は、操業開始事業年度の終了日の翌日から起算して3ヶ月以内に行い、所定の様式等を提出する必要があります。

### 実地検査について

- 交付申請後、投資した設備や雇用の算定を行うため、実地検査を行います。その際に関係書類の確認を行いますのでご用意いただく必要があります。

### 共同実施について

- 複数の事業者が、共同して投資・操業を行うときは、それを一体として取り扱い、それらが会社法に規定する親会社・子会社の関係にある場合は、申請者を親会社とし、補助金の交付先も親会社となります。申請者・交付先を子会社としたい等の場合には、申請に係る権限を子会社に委任する書面をご提出ください。

会社名

所属・氏名

（自署）

企業立地促進条例補助金認定申請に関する確認書

年 月 日

函館市長 様

住所 法人にあたっては、主たる  
事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名

別紙「チェックリスト」の全ての項目を確認した上で認定申請をします。

## 【類型6～10】

### ■チェックリスト■

- ・内容をご覧いただき、ご理解・ご同意いただけたらチェックをお願いします。
- ・お問い合わせ先は、函館市経済部工業振興課（0138-21-3321）です。

#### 認定申請について

- 申請は、工事(事業)を着手する日の60日前から工事(事業)に着手した後30日までの期間内に行い、所定の様式等を提出する必要があります。（新会社設立の場合は、事業を着手した後30日まで。）

#### 家賃補助について

- 賃借料のみ補助対象で、共益費、敷金、権利金、手数料その他これらに類する諸経費は対象となりません。

- 賃借料は消費税および地方消費税を含まない額です。

- 家賃補助対象期間は類型7が36ヶ月間、類型9、10が60ヶ月間で、初年度は事業開始日もしくは賃料発生日の遅い方の日付を起算日とし、操業開始事業年度の終了日までの期間が対象となり、次年度以降は事業年度終了日の翌日から12ヶ月分が対象となります。

- 賃借料が発生した日が月途中となった場合、不動産賃貸借契約に基づき日割り計算する。（契約書に特に記載がない場合は、当月暦月の日数を分母として日割り計算する。）

- 産業支援センター、臨海研究所、国際水産・海洋総合研究センターなど、市のインキュベーション施設に入居する際の使用料は対象となりません。

- 認定後または初年度の補助金交付後に賃借料の変更や事務所の転貸借などを行う場合は、あらかじめ市の補助金担当者へ連絡を行う必要があります。

#### 雇用増について

- 補助対象となる新規常用雇用者は下記の条件を全て満たす方になります。
  - 1 申請事業者が直接雇用していること
  - 2 操業等に直接従事する方のほか、事務所の操業に関する総務などに従事する方
  - 3 雇用期間の定めのない方であること（有期雇用者の場合、契約の更新により、実質的に雇用期間の定めがない方と同様な取扱いを行っている場合のみ、雇用契約書等を確認したうえで、雇用期間の定めのない方とみなす。）
  - 4 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の全てに加入していること

- 函館地域以外から通勤している常用雇用者については、出向を除き、認定企業に籍を置き、かつ通勤実態があれば雇用増の対象とします。
- 増設の場合、雇用増の算定対象となるのは、次に掲げる人数のうち最少のものです。

1	操業開始事業年度終了日時点で 在籍している市内常用雇用者数	— (マイナス)	認定申請日前3年間の 各事業年度終了日時点で 在籍している市内常用雇用者数
2	操業開始事業年度終了日時点で 認定対象特定事業所に在籍して いる常用雇用者数	— (マイナス)	認定申請日時点で認定対象特定事業 所に在籍している常用雇用者数
3	操業開始事業年度終了日時点で 市内工場等に在籍している 常用雇用者数	— (マイナス)	認定申請日時点で市内工場等に 在籍している常用雇用者数

### 認定から交付までの間の手続き等について

- 各種届出（工事(事業)着手・操業(事業)開始）を提出していただきます。
- 認定後、次に掲げる事項の変更をするときは、所定の様式により申請する必要があります。
  - 1 業種または事業
  - 2 製造する主たる製品等の内容
  - 3 事業所等の所在地
  - 4 認定を受けた際の類型区分
  - 5 補助対象額（20%以上増）
  - 6 その他認定に係る立地計画の遂行に重大な影響を与える事項

- 認定後、合併や事業譲渡その他の理由により、事業所等の承継を行う場合は、所定の様式により申請する必要があります。

### 交付申請について

- 申請は、操業開始事業年度の終了日の翌日から起算して3ヶ月以内に行い、所定の様式等を提出する必要があります。

### 実地検査について

- 交付申請後、投資した設備や雇用の算定を行うため、実地検査を行います。その際に関係書類の確認を行いますのでご用意いただく必要があります。

### 共同実施について

- 複数の事業者が、共同して投資・操業を行うときは、それを一体として取り扱い、それらが会社法に規定する親会社・子会社の関係にある場合は、申請者を親会社とし、補助金の交付先も親会社となります。申請者・交付先を子会社としたい等の場合には、申請に係る権限を子会社に委任する書面をご提出ください。

会社名 \_\_\_\_\_

所属・氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

立 地 計 画

1 事業者の概要

(1) 事業者の名称等

ア 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

イ 氏名(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

ウ 資本金

エ 設立年月日 年 月 日

オ 従業者数 人( 年 月 日現在)

(2) 過去3年間の財務状況

区 分	年度	年度	年度	備 考
売 上	千円	千円	千円	
当 期 利 益	千円	千円	千円	

2 企業立地に係る事業の概要

(1) 目的および事業の概要(新設または増設に係るもの)

(2) 業種(事業)

(3) 製造する主たる製品(事業)の内容

(4) 工場の操業開始後5年間の生産計画

年度 生産品目	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度

注 1 増設の場合にあつては、既設分と増設分を区分してください。

2 工場以外の施設については、記入は不要です。

(5) 事業収支計画

年度 事業収入	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
利 益	千円	千円	千円	千円	千円



- (3) 生産工程の概要(工場に限る。)
- (4) 主要原材料およびその調達計画
- (5) 用地取得(規則別表第1の類型1および類型2の区分に係る認定を受けようとする場合に記入してください。)

ア 所在地

イ 工業団地名

ウ 面積 m<sup>2</sup>

エ 契約年月日 年 月 日

オ 所有権移転の年月日 年 月 日

5 企業立地に必要な資金の調達計画

(1) 所要資金調達計画(金融機関別, 年度別)

借入年度 金融機関名	年度	年度	年度	合計
		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円

(2) 他の補助金の交付(予定)

補助金名	交付(予定)額	交付(予定)年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日

注 市の他の補助金または北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例第13条の規定に基づく補助金を交付され、またはその交付が予定されているときに記入してください。

(3) 市内の工場等に係る補助金の交付の概要

名称	所在地	主要製品名および生産能力	補助金の交付等の状況

注 1 認定を申請する事業者に係る市内の工場等のすべてについて記入してください。

2 主要製品名および生産能力欄には、工場以外にあっては、主な事業内容を記入してください。

3 補助金の交付等の状況欄は、次により記載してください。

- (1) 規則第13条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けている工場等については、補助金の交付決定年月日、指令番号、規則別表

第1の類型の区分および補助金の額を記入してください。

(2) 規則第6条第1項の規定による認定を受けている工場等で、当該認定に係る補助金の交付の決定を受けていないものについては、認定年月日および指令番号を記入してください。

(3) 規則第6条第2項の規定による認定の申請を行っている工場等で、当該申請に係る認定を受けていないものについては、「認定申請済み」と記入してください。

6 企業立地に伴う雇用に関する事項

認定申請年月日                      年    月    日

操業（事業）開始事業年度終了年月日                      年    月    日

区 分	常用雇 用者の 内訳	認定申請日 における常 用雇 用者数 A	操業（事業）開始事業 年度終了日における常 用雇 用者数の見込み B		増 減  (B-A)
認 定 対 象 工 場 等	既 存 常 用雇 用者数		内 訳	(既存常用雇用)	/
				(市内工場等配置換え)	
			(既存常用雇用者 計)		
	新 規 常 用雇 用者数	/	内 訳	(新規常用雇用)	/
				(市外工場等配置換え)	
			(新規常用雇用者 計)		
	常用雇用者 数				E
	小 計				
設 工 場	常用雇用者 数				
	常用雇用者 数				

	常用雇用者数		
	常用雇用者数 小計		
合 計		C	F

注 「新規常用雇用者数」とは、工場等の新設または増設に伴い増加する常用雇用者(市外の工場等から配置換えした者および技術習得のため市外の同一事業者の工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一事業者の工場等から配置換えした者を除く。)の人数をいいます。

認定申請前3年間の各事業年度終了日における市内常用雇用者数

認定申請前3年間の市内の常用雇用者数の最大値	D	人
年 月期の市内の常用雇用者数		人
年 月期の市内の常用雇用者数		人
年 月期の市内の常用雇用者数		人

算定の対象となる増加常用雇用者数

① 認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数(C-D)	①	人
② 認定対象工場等における増加常用雇用者数(E)	②	人
③ 市内の増加常用雇用者数(F)	③	人

算定の対象となる増加常用雇用者数 (①から③までの最小値)		人
----------------------------------	--	---

#### 7 企業立地に係る環境の保全に関する事項

環境の保全に係る項目	環境の保全に対する工場等の取組
大気関係(ばい煙, 粉じん, 悪臭関係)	
水質関係(土壌汚染関係を含む。)	
騒音振動関係	
廃棄物関係	

その他	
-----	--

8 認定を受けようとする規則別表第1の種類の区分

様式第14号

委任状

年 月 日

函館市長 様

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地  
氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名 印

私は、函館市企業立地の促進に関する条例補助金について、次の者を幹事企業（補助金にかかる代理人）と定め、函館市長との間に行う下記の権限を委任します。

（受任者）

住所 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地  
氏名 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名 印

記

- 1 認定申請に関すること
- 2 交付申請に関すること
- 3 補助金請求及び受領に関すること
- 4 財産処分の手続きに関すること（補助金の返還含む）
- 5 本補助金に係る各種調査・検査に関すること
- 6 その他、上記に付帯する一切に関すること

様式第 1 5 号

新設（増設）に伴い増加した常用雇用の状況

認定申請年月日 年 月 日

補助金の交付の対象となる事業年度の終了の日 年 月 日

区 分		常用雇用の内訳	認定申請日における常用雇 用者数 A	補助金の交付の対象と なる事業年度の終了の 日の常用雇員数 B	増 減 (B - A)	
認定対象 特定事業 所等	既存常用 雇用者数			内訳	(既存常用雇用)	
					(市内工場等配置換え)	
			(既存常用雇用者 計)			
	新規常用 雇用者数				内訳	(新規常用雇用)
						(市外工場等配置換え)
			(新規常用雇用者 計)			
	常用雇用者数 小 計				E	
市 内 既 設 工 場 等		常用雇用者数				
		常用雇用者数				
		常用雇用者数				
		常用雇用者数 小計				
合 計				C	F	

注 「新規常用雇用者数」とは、特定事業所等の新設または増設に伴い増加する常用雇用者（市外の工場等から配置換えした者および技術習得のため市外の同一事業者の工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一事業者の工場等から配置換えした者を除く。）の人数をいいます。

認定申請前3年間の各事業年度終了日における市内常用雇用者数

認定申請前3年間の市内の常用雇用者数の最大値	D	人
年 月期の市内の常用雇用者数		人
年 月期の市内の常用雇用者数		人
年 月期の市内の常用雇用者数		人

算定の対象となる増加常用雇用者数

① 認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数(C-D)	①	人
② 認定対象特定事業所等における増加常用雇用者数(E)	②	人
③ 市内の増加常用雇用者数(F)	③	人

算定の対象となる増加常用雇用者数 (①から③までの最小値)		人
----------------------------------	--	---



様式第17号

投資額の内訳

種 別	数量等	金額(千円)	備 考
建物およびその附属設備 構築物 機械および装置 船舶 車両および運搬具 工具, 器具および備品 ソフトウェア 土地			
合 計			

- 注 1 所得税法施行令第6条第1号から第7号まで(第5号を除く。)に掲げる資産および同条第8号リに掲げる資産(購入したものに限る。)の別に記入してください。
- 2 土地については, 函館市企業立地の促進に関する条例施行規則別表第1の類型1または類型2の区分に係る認定を受けたものについて記入してください。
- 3 備考欄には, 建物およびその附属設備についてはその建設着手年月日および建物の構造, 機械および装置については主な機械および装置の種類を記入してください。
- 4 法人にあっては, 法人税法施行規則別表16(一)または別表16(二)の写しを添付してください。

企業立地に係る環境の保全に関する事項

環境の保全に係る項目	環境の保全に対する工場等の取組
大気関係(ばい煙, 粉じん, 悪臭関係)	
水質関係(土壌汚染関係を含む。)	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他	